

福岡県登録商標「ラー麦」の使用取扱要領

(制定 平成21年10月6日21水田第1170号)
(一部改正 平成22年2月17日21水田第2255号)
(一部改正 令和3年10月1日 3水田第1109号)

(目的)

第1条 この要領は、県が開発したラーメン用小麦（以下「本小麦」という。）の消費拡大や普及促進を図るために定めた本小麦の名称「ラー麦」及び「ロゴデザイン」（以下「商標」という。）の適正な使用を推進するため、必要な事項を定めることを目的とする。

(商標の仕様等)

第2条 商標の仕様等は、別紙1及び2のとおりとする。

(使用条件)

第3条 商標を使用する者は、次に掲げる条件を遵守しなければならない。

- 一 本小麦を使った商品の販売に際し、本小麦を指す名称として商標を用いる場合に限ること。
- 二 商標を活用し、本小麦が広く消費者に愛され定着するよう利用拡大に努めること。
- 三 本小麦を使った商品を作る場合は、使用割合が100%となる商品作りを基本とすること。他品種を混合した商品を作る場合は、本小麦の使用割合を明らかにするなど、消費者の理解が得られるように努めること。
- 四 前号の使用割合を明らかにするとは、使用割合を表示する、消費者などから問われた場合に使用割合を明確に答えるなど、消費者の誤解を招かないよう対応すること。
- 五 知事が行う本小麦使用に関わる調査等に協力すること。

(使用申請と登録)

第4条 商標を使用しようとする者、又は使用を中止しようとする者は、次に掲げる申請書等を知事に提出、または福岡県が申請・届出等を受け付けるために提供する情報システムを使用することにより、その旨申請しなければならない。

- 一 登録商標「ラー麦」使用申請書（様式第1号）
 - 二 登録商標「ラー麦」使用中止届出書（様式第2号）
- 2 知事は、前項第一号に定める申請書の提出があったときは、審査の上、登録商標「ラー麦」使用登録書（様式第3号）を申請者に交付する。
- 3 知事は、登録者一覧をホームページ等で公表する。

(使用の取消し)

第5条 知事は、第4条第2項に規定する登録書の交付を受けた者に、第3条に掲げる条件に反する行為が認められた場合は、使用登録を取り消すことができるものとする。

なお、このことによって生じた損失等の負担は、使用者が負うものとする。

(補足)

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則 この要領は、平成21年10月 6日から施行する。

附 則 この要領は、平成22年 2月17日から施行する。

附 則 この要領は、令和 3年10月 1日から施行する。

登録商標「ラー麦」使用申請書

年 月 日

福岡県知事殿
(農林水産部水田農業振興課)

住所（所在地）

氏名（社名）

印

連絡担当者

連絡先 TEL

FAX

ラーメン用小麦の使用にあたり、「ラー麦」の商標を使用したいので、下記のとおり申請します。

商標使用に当たっては、登録商標「ラー麦」取扱要領第3条の使用条件を遵守します。
なお、使用条件に違反した場合、商標使用を取り消されても異議ありません。

記

使用する商品の分類	1 小麦粉
	2 ラーメン
	3 ラーメン以外の中華麺
	4 その他（ ）
	5 その他（ ）
	6 その他（ ）

※ 上記表には、使用を予定されている商品の番号に○印をお願いします。
また、その他の（ ）には、具体的な商品名を御記入ください。

様式第2号（第4条関係）

登録商標「ラー麦」使用中止届出書

年 月 日

福 岡 県 知 事 殿
（農林水産部水田農業振興課）

住所（所在地）

氏名（社名）

連絡先 TEL

FAX

印

記

使用中止理由

登録商標「ラー麦」使用登録書

〇〇水田第〇号ー〇
年 月 日

福岡県〇〇市〇〇区〇〇〇ー〇
〇〇〇〇 殿

福 岡 県 知 事
(農林水産部水田農業振興課)

年 月 日付けで申請がありました、登録商標「ラー麦」使用申請は下記の条件を付して登録します。

記

1 登録番号 第 号

2 使用条件

- (1) 本小麦を使った商品の販売に際し、本小麦を指す名称として商標を用いる場合に限ること。
- (2) 本商標を活用し、本小麦が広く消費者に愛され定着するよう利用拡大に努めること。
- (3) 本小麦を使った商品を作る場合は、使用割合が100%となる商品作りを基本とすること。他品種を混合した商品を作る場合は、本小麦の使用割合を明らかにするなど、消費者の理解が得られるように努めること。
- (4) (3)の使用割合を明らかにするとは、使用割合を表示する、消費者などから問われた場合に使用割合を明確に答えるなど、消費者の誤解を招かないよう対応すること。
- (5) 知事が行う本小麦使用に関わる調査等に協力すること。
- (6) 知事は、登録書の交付を受けた者に(1)から(5)までの条件に反する行為が認められた場合は、使用登録を取り消すことができるものとする。
なお、このことによって生じた損失等の負担は使用者が負うものとする。

1. 名称
ラーメン

2. ロゴデザイン

(1) デザインの種類

A、Bのいずれも使用できることとする。



A



B

3. ロゴデザインの仕様等

原則として、別紙2のとおりとするが、各使用例と異なる使用を希望する場合は、水田農業振興課と協議するものとする。

「ラー麦」

ロゴデザインの仕様等

2009年9月版

目次

目次	1
はじめに	2
ロゴマークA カラー（アイソレーション・細小サイズ）	3
ロゴマークA カラー 使用例	4
ロゴマークA モノクロ	5
ロゴマークAの使用禁止例	6
ロゴマークB カラー（アイソレーション・細小サイズ）	7
ロゴマークB カラー 使用例	8
ロゴマークB モノクロ	9
ロゴマークBの使用禁止例	10

はじめに

「ラー麦」とは

全国第2位の小麦の生産県である福岡県は、
全国ではじめてラーメンに適した小麦の品種「ラー麦」を開発しました。

ラー麦の特徴

- 細いストレート麺に最適なコシのある食感
- ゆでのびしにくい
- 麺の色が淡黄で明るく、食欲を増進
- のどごしがなめらかで食べやすい
- 福岡県内限定栽培

※「ラー麦」のネーミングは公募により決定しました。

ロゴデザインのコンセプト

ラーメンの「麺」の漢字に似せた文字です。
「ラー麦」を新しい言葉として定着させるために一文字で表現し、
強い印象を残します。また、「ラーメンのために生まれた」という
キャッチコピーをロゴとセットにすることでしずる感（美味しさ）を伝えます。

お問い合わせ先

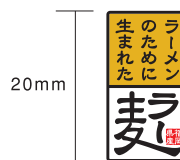
福岡県農林水産部水田農業振興課農産係
電話番号／092-643-3473
メールアドレス／suiden@pref.fukuoka.lg.jp

ロゴマークA カラー

□アイソレーション



□最小使用サイズ



ロゴマークA カラー 使用例

背景が白の場合



背景がカラーや写真の場合



背景が黒の場合



文字を近くに置く場合はアイソレーション参照



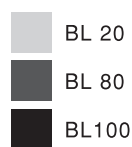
福岡
ラーメン
小麥
新開
コシ

ロゴマークA モノクロ

□モノクロ



□単色



ロゴマークAの使用禁止例



指定以外の書体に変えてはならない



変形したり比率を変えて表示してはならない



規定以外の組み方をしてはならない



指定以外の色で表示してはならない



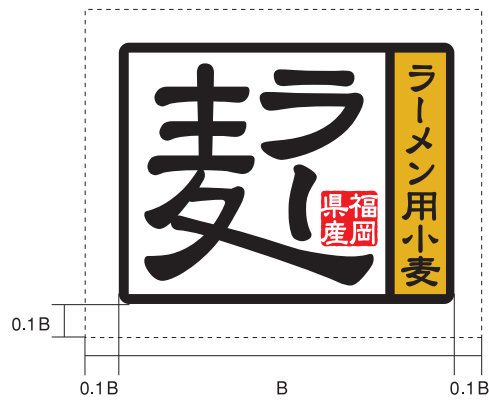
ロゴの上に他の要素を重ねてはならない



他の要素を加えてマーク化してはならない

ロゴマークB カラー

□アイソレーション



 C10 M30 Y100

 M100 Y100

 BL100

□最小使用サイズ



ロゴマークB カラー 使用例

背景が白の場合



背景がカラーや写真の場合



背景が黒の場合



文字を近くに置く場合はアイソレーション参照



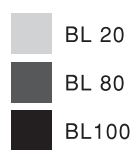
福岡県産「ら麦」
用小麦を新開発

ロゴマークB モノクロ

□モノクロ



□単色



ロゴマークBの使用禁止例



指定以外の書体に変えてはならない



変形したり比率を変えて表示してはならない



規定以外の組み方をしてはならない



指定以外の色で表示してはならない



ロゴの上に他の要素を重ねてはならない



他の要素を加えてマーク化してはならない